

# 福祉心理学科の教育

2024 年度

福島学院大学福祉学部

福祉心理学科

# 2024（令和6）年度 学生便覧 Campus Life

I.	福祉学部福祉心理学科の教育	1
II.	教育課程と履修の方法	5
III.	科目履修	8
IV.	資格取得の方法	10
V.	地域社会に学ぶ体験教育	19
VI.	その他	20

2022（令和4）年度以前に入学した者は、入学年度の学生便覧 Campus Life を参照してください。

# I 福祉学部福祉心理学科の教育

## 1. 入学受入れ、教育課程編成・実施、卒業認定・学位授与の方針

### (1) 入学に関する基本的な方針（アドミッション・ポリシー）

建学の精神「真心こそすべてのすべて」に則り、Sincerity（真心＝偽りや飾りのない心）とHospitality（思いやり）の体得に努め、探求心を持って地域・社会に積極的かつ実践的に貢献しようとする意思と意欲を持ち、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に定める教育を受けるために必要な、次に掲げる知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を備えた将来、対人援助職を目指す人を募集します。

#### 入学前に身につける能力・素養

##### 1. 知識・技能

高等学校までの履修内容について、科目の偏りがなく総合的に身につけている。

##### 2. 思考力・判断力・表現力などの能力

(1) 現代社会に関心を持ち、物事を筋道立てて考えることができる。

(2) 課題やテーマについて調べ、分かったことや気づいたことを他者に伝えることができる。

##### 3. 主体性を持って多様な人びとと協働して学ぶ態度

(1) 自分の目標を持って意欲的に学ぶことができる。

(2) 他者を尊重することができる。

(3) 他者と協力して課題に取り組むことができる。

#### 入学選抜の方針

- 入学選抜では、福祉心理学科で学びたいという高い勉学意欲と知的好奇心のある者を、あらゆる地域から迎え入れる。
- 入学後の学修の基礎となる知識・技能、論理的思考力、判断力・表現力、および主体性・協働性（学力の三要素）を入学選抜において確認する。

#### 評価方法

「入学前に身につける能力・素養」を、福祉心理学科の入学選抜において評価する。

### (2) 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

福祉心理学科は、社会福祉、精神保健福祉、臨床心理、カウンセリング等の分野において、卒業認定・学位授与に求められる能力や素養を身につけるために、体系的な教育編成を構築しています。

#### 卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育編成

- すべての学生が根拠に基づく（エビデンスベース）思考力と総合力を身につけるために、充実した教養教育の編成。
- 演習・ゼミナールや学生参加型対話型教育（アクティブラーニング）などの双方向型授業を主体とし、フィールドワークも活用したプロジェクト型の教育を通して、問題発見・解決力、構想・構築力・コミュニケーション力、実践力を培う専門教育の編成。
- 教養教育と専門教育における学生の主体的学びを構築するために、学問分野・レベル・授業形態などをカリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングなどによって体系化。
- 学生の自学自修による体系的な学びを、学修ポートフォリオなどによって可視化（みえる化）。

## 2つに大別される科目およびプログラム

カリキュラムは、教養教育科目・専門教育科目に大別され、そこに関連する分野の科目によって、卒業認定・学位授与のための体系的学習が可能です。

### 1. 教養教育科目

- ・広い視野に立ち、学士力の基礎となる基本的な教養（アカデミック・ツール）を提供する。
- ・1～2年次の初年次教育によって、リテラシー（読む・書く・話す）および情報リテラシーを修得する。

### 2. 専門教育科目

- ・1～4年次までの専門教育科目によって、研究能力、専門的職業能力を育成するとともに資格取得のために高い知識・技能の修得を提供する。
- ・学外実習や地域ボランティア活動を通して、地域と社会で実践的に学び、また貢献する機会を提供する。

### 成績評価の可視化（みえる化）

- ・教育課程レベルや科目レベルでの「学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）」を踏まえて行う。

## (3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

福祉心理学科の教育研究上の目的に基づき、福祉心理学科教育課程における学修を通して以下に示す能力・技能等を身につけ、福島学院大学学則に定める卒業に必要な要件を満たした者に対して卒業を認定し、「学士（福祉心理学）」の学位を授与します。

### DP1. 総合力：

人間や文化について幅広い知識を身につけ、広い視野から理解することができる思考力・判断力

### DP2. 問題発見・解決力：

現代社会に関心を持ち、課題を見つけ出して解決に取り組むことができる関心・意欲・態度

### DP3. 構想・構築力：

新たな問題を言語化またはモデル化し、それに対する分析や提案をおこない、論理的に説明する力

### DP4. コミュニケーション力：

学びによる能力や素養を活かすために、他者との相互理解を実現する力

### DP5. 実践力：

対人援助職としての専門性を実践するために必要な知識・能力・技能

## 2. 教育課程の考え方

### (1) 「福祉」と「心理」の両面から援助できる専門家の養成

現代はストレス社会、少子超高齢社会等と指摘されていますが、このような社会で生活していくためには、「心の問題」とどう向き合っていくかが重要です。福祉心理学科では、地域福祉の担い手として、幅広いニーズに対応できるとともに、深刻になりつつある「心の問題」を理解し、「心のケア」のできる福祉の専門家を養成しようとしています。

福祉心理学科の教育課程は、「福祉」と「心理」の2分野の専門性を両軸として、専門教育科目群を「専門基礎科目」「心理関連科目」「社会福祉・精神保健福祉関連科目」「共通専門科目」の4つの科目群で構成しています。「福祉」と「心理」の両面から心のケアのできる人材を育てる教育課程となっています。

## (2) 教養教育の充実

本学の学是である“真心こそすべてのすべて”の精神を持った人材を育成し、現代社会のニーズに応えるため、福祉心理学科の教養教育には、大学生に求められる表現力、マナー、異文化理解、地域ボランティア活動に重点を置いた特色ある科目を用意しています。

- ①「本学の教育」では、建学の精神の高揚に努め、学生生活の充実を図るとともに、本学創立者が掲げた「真心をもって行動し、社会に貢献できる人材」となることを目指します。
- ②「文章表現」では、社会においてどのような場面でも必要になる表現力の向上のため、その基礎となる漢字能力と対話能力を高めることを目標にしています。
- ③「ICTリテラシー」では、デジタル社会において必要とされる情報倫理や情報セキュリティの知識の習得、及びパソコンやネットワークの実践的活用などの情報活用能力の向上を目標にしています。  
「データサイエンス」では、デジタル社会において必要とされるデータ活用の知識や技術に関して、日常生活や仕事の場で使いこなすための基礎的素養を身に付けることを目標にしています。
- ④「生活教養Ⅰ」および「生活教養Ⅱ」では、大学生としてあるいは社会人として必要なコミュニケーションの基本となるマナーをしっかりと身につけるため、ケース・スタディ（事例研究）を通して学びます。
- ⑤「地域ボランティア活動（地域振興活動）」では、活動の中での人間関係の錬磨を通して、基本的な対人コミュニケーション力、的確な判断力、問題解決に立ち向かう態度を育てます。

## 3. 学習の成果を上げるための方法

### ①きめ細かい履修指導と個別相談

大学での学びは高校までと異なり、将来の希望とすり合わせながら、何を学びたいのか、何を学ぶ必要があるのかなどを、自分自身で決めていかなければなりません。しかし、学び方が分からない、学びの中で生まれた疑問点を明らかにしたい、人間関係がうまくいかず、学びに集中できない等々、大学で学ぶことと並行して様々な悩みも生まれる可能性があります。

学生にとって一番身近な相談先として、ゼミ担当教員や学年アドバイザーがいます。福祉心理学科では、定期的にゼミ担当教員による学生との個別面談を実施しています。学びの上での悩み、人間関係での悩みなど、様々な相談にきめ細やかに対応しています。

資格取得に必要な学修や就職活動、国家試験受験対策などについては、学年単位で情報提供の時間をとったり、研修や勉強会などを行ったりしています。

また、「学生相談」のシステムがあり、学生は気軽に公認心理師・臨床心理士等の有資格者による相談を受け付ける体制が整えられています。

### ②演習・実習科目の充実

資格取得に必要な科目はもちろんのこと、実社会において即戦力として役立つ知識や能力を身につけるため、授業は可能な限り体験・演習・実験の形態で進めていくよう工夫しています。演習等の科目においては、具体的な事例を通して理解を深めていきます。

### ③ゲストスピーカーの招聘

授業では、それぞれの授業内容に関連し、授業担当教員が学生にとって最も効果的で新鮮な話を提

供できる、ゲストスピーカーを招聘する授業も行います。ゲストスピーカーは、地域あるいは様々な職業現場で幅広く活躍している方々です。

#### ④映像及びプレゼンテーションツール利用授業

授業は、本学が長年推進してきた映像教育を行い、またプレゼンテーションツールを利用し、分かりやすく効果的に行います。

#### ⑤ディスカッション及びグループワークを用いた授業

一方的な講義ではなく、ディスカッションやグループワークの時間を授業に多く導入したアクティブラーニングを実施しています。

#### ⑥施設見学

「相談援助演習Ⅱ」「精神保健福祉援助演習Ⅱ」等の実践的な授業科目については、福祉施設などを実際に訪問し、学生が目指す福祉の現場を見て学ぶ機会を設けています。

#### ⑦附属施設スタッフ（兼任）による指導

大学院には心理臨床相談センターというメンタルケアに対応している附属施設を併設しています。ここで相談業務にあっている医師、公認心理師、臨床心理士は福祉学部の教員です。常に実践現場にいる教員が授業を担当することで、より実践的な授業が受けられます。

#### ⑧ GPA（グレード・ポイント・アベレージ）の重視

厳格な成績評価の方法として GPA 制度を設けています。GPA を学習成果の目安とし、4 年間意欲的に学ぶことができます（P8～P9 の GPA についての説明を参照してください）。

## 4. 学生の努力目標 — 生きた知識と実践教育

○本学の学是である“真心こそすべてのすべて”の精神にもとづき、福祉と心理を学ぶ本学の学生としての「真心」と「専門職者意識」を高めるように努めましょう。

○卒業後の社会生活・職業生活を支える基盤をつくるために、専門的立場から、物事を多角的に判断し、実践できるような教養を身につけましょう。

○対人援助に必要な知識と技能を身につけるように努めましょう。

○各種のボランティア活動を体験し、他者理解や対人援助について能動的に考え、自らの福祉に関する興味関心を深めましょう。

○授業のなかで、実際に福祉・心理の現場で活躍されている方をゲストスピーカーとして招聘します。教科書だけでは学ぶことの出来ない生きた知識を吸収し、さらに積極的な姿勢で自分の問題意識を高めましょう。

○実習後には、事後指導の一環として、実習事後指導（実習報告会）を実施します。自分が体験したことをまとめて人に伝えることは、さらなる気付きのきっかけとなります。また、後輩の実習意欲を喚起する役割も兼ねていますので頑張ってください。

○大学開講科目で学ぶ基礎知識をさらに専門的な知識・技術として習得するために大学が地域貢献として開催するセミナーなどへの参加に努めましょう。

○福祉・心理は人や社会と切り離しては考えられない学問です。常に地域社会の現状に関心を持ち、将来、地域社会と連携して活躍できる専門家を目指して日々の授業や課題に取り組みましょう。

## Ⅱ 教育課程と履修の方法

### 1. 教育課程（カリキュラム）

#### (1) 基本的な考え方

福祉学部福祉心理学科で開講される授業は「教育課程表」のとおりです。

教育課程（カリキュラム）は、「教養教育科目」と「専門教育科目」に分かれています。そして、科目ごとに、授業の方法（講義・演習・実習）、履修できる学年（1年次～4年次）、科目の種類（必修・選択）、単位数（1単位・2単位・4単位等）が決められています。

これらの科目の中から、どの科目を履修するのかを自分で決めていくのが大学でのシステムです。ただし、履修には幾つかの約束事がありますので、しっかりと理解し、確認してください。

自分で決めた科目（授業）を受けて、学期末の試験（筆記試験・レポート試験等）に合格すると「単位」が認定されます。「単位」については、後で説明しますが、卒業や資格取得への目安になる「数字」と考えてください。

#### (2) 履修できる学年

教育課程表の「標準履修年次」に1～4までの数字がありますが、これはその授業を受けることができる標準的な履修年次です。「1」の場合、「1年次に受けることが望ましい授業」ということです。下位学年が標準履修年次になっている科目は、上位学年になってからでも履修することができますが、上位学年が標準履修年次になっている科目を下位学年の者が履修することはできません。

#### (3) 科目の種類

科目には「必修科目」と「選択科目」の2種類があります。

卒業までに必ず単位修得しなければならないのが「必修科目」であり、それ以外の科目は「選択科目」となっています。

「必修科目」は福祉心理学科で学ぶ学生が、最低限単位を修得する必要がある科目であり、卒業時にこれらの科目のうちひとつでも単位を修得できていなければ卒業ができません。

「選択科目」は原則として「受けてみたい」という科目を卒業に必要な単位数を満たす範囲で自由に選ぶことができますが、興味ある授業だけを選択するのではなく、「授業計画」を参考にして、幅広い教養を学ぶために様々な分野の科目を選択してください。

また、資格取得のために必要な科目もありますので留意してください。

授業科目は、教育課程表にまとめられています。この中から卒業、社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士、公認心理師の指定科目の単位を修得するために必要な科目と単位数を確認して、履修する授業科目を決めていきます。

#### (4) 授業の開講期及び単位制

学習時間は年間を前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）の2期に分け、1期15週とします。授業科目によっては前後各1期で完結する「半期科目」と、1か年（通年）30週で完結する「通年科目」があります。

① 単位とは学習時間を表したものであって、ある科目について所要の時間数を履修し、その試験に合格したとき、あるいは授業科目担当者がその科目を履修したことを認定した時に単位を修得したこ

とになります。

- ② 単位の計算方法は「大学設置基準」に基づいて本学学則に定められています。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算します。

- 講義および演習については、15時間から30時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とします。
- 実験・実習および実技については、30時間から45時間の範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とします。
- 授業時間は2時間連続（正味90分）を「時限」としておりますので、各時限を2時間として単位の計算をします。
- 授業時間以外に必要な学修時間の計算方法は、講義2単位の場合90時間の学修量が必要です。1回2時間（90分）で15回の授業では、2時間×15回＝30時間（90時間の1/3）の学修になります。90－30＝60時間は授業外の学修時間（予習・復習）となり、この場合60時間分の予習・復習等の学修が必要となります。

#### (5) 卒業に必要な単位数

「単位数」は決められただけの数を修得していないと卒業できません。福祉心理学科の「卒業に必要な単位数」は次のとおりです。

卒業に必要な単位数（令和3年度以降入学者対象）

教養教育科目	24 単位以上	必修	16 単位	合計 124 単位以上
		選択	8 単位以上	
専門教育科目	100 単位以上	必修	22 単位	
		選択	78 単位以上	

#### (6) 科目ごとの授業期間

「教育課程表」の「授業期間」の欄に「通年科目」と「半期科目」があり、科目ごとに定められています。

「通年科目」とは、1年間を通して授業を開講する科目で、原則として30回の授業です。

「半期科目」とは、前期か後期のどちらかに授業を開講する科目で、原則として15回の授業です。

## 2. 履修の方法【履修規程】

学則第32条に「学生は履修する科目を選定し、履修届を提出するものとする」とあります。大学では高等学校と違い、自分で履修科目を選び履修届を提出しなければなりません。



履修届の記入の方法、提出期日については、オリエンテーションで教務課より説明がありますので、しっかりと聞いてください。提出期限に遅れると履修が出来ません。また、教員や教務課職員が早く出すよう一人一人に指示をしたりはしませんので、全て自分の責任で届出を行うことになります。十分に注意してください。

#### ＜単位修得までの一連の手続き＞

- ① 必要書類の確認 履修届の用紙、学生便覧等の書類がオリエンテーションの際に配付されます。
- ② 履修科目の選定 卒業必修科目、資格必修科目を確認してください。  
(不明な点は、必ず教員に確認すること)
- ③ 履修届の提出 指定された日時までに必ず提出してください。
- ④ 履修確認 履修登録にミスがないか確認し、修正の必要があれば教務課に提出します。
- ⑤ 授業の出席 定められた授業時数の3分の2以上を出席しなければなりません。  
実習指導等5分の4以上の出席を義務付けている科目もありますので、注意してください。
- ⑥ 期末試験 【試験規程】参照
- ⑦ 成績通知 修得単位数の確認
- ⑧ 単位修得

### 3. 履修の制限

履修には制限のある場合があります。

(1) (授業を行う学生数) 学則第29条

(2) (履修科目の制限) 履修規程第22条

実習に出るには、それぞれの学年で取るべき単位を落とさずにとっておくことが大切です。標準履修年次が1・2年次の科目はその学年で取っておく必要があります。1・2年次の科目を落としてしまうと、3年次以降の実習に向けて履修する科目に支障をきたします。

(3) (履修科目の登録の上限) 学則第34条

修得しようとする1年間の単位数は、希望資格取得に必要な単位数や個々の能力によっても異なります。学生が各年次にわたり、授業科目を適切に履修するため、1年間に登録できる履修単位の上限をおおむね50単位としています。

### 4. 資格の取得

福祉心理学科において指定された単位を修得すると、次の資格が取得できます。

- ① 社会福祉士国家試験受験資格
- ② 精神保健福祉士国家試験受験資格
- ③ 社会福祉主事任用資格
- ④ 児童指導員任用資格 (児童福祉司は卒業後に現場経験が必要になります。)
- ⑤ 認定心理士

なお、公認心理師国家試験受験資格は、「大学における必要な科目」を全て修得して卒業し、さらに、大学院修士課程において「必要な科目」を全て修得してはじめて得られるものです。

詳しくは、資格取得の方法(P10～P19)の説明をよく読んでください。

## Ⅲ 科目履修

### 1. 授業時間

大学では1回の授業を1コマと数え、授業時間は1コマ90分です。

#### 【福島駅前キャンパス】

1 限目	9:40 ~ 11:10	4 限目	15:20 ~ 16:50
2 限目	11:20 ~ 12:50	5 限目	17:00 ~ 18:30
昼休み	12:50 ~ 13:40	6 限目	17:50 ~ 19:20 (大学院)
3 限目	13:40 ~ 15:10	7 限目	19:30 ~ 21:00 (大学院)

#### 【宮代キャンパス】

1 限目	8:50 ~ 10:20	3 限目	12:50 ~ 14:20
2 限目	10:30 ~ 12:00	5 限目	14:30 ~ 16:00
昼休み	12:00 ~ 12:50	6 限目	16:10 ~ 17:40

### 2. 評価

単位を修得するためには、履修した科目の評価を受けなければなりません。  
成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下は不合格となります。  
成績の段階は次の6段階です。成績通知書にはこの評価が記載されます。

A <sup>+</sup>	90点以上	A	80 ~ 89点	B	70 ~ 79点
C	60 ~ 69点	D	50 ~ 59点	欠格	出席回数2/3未満

#### 【GPA (グレード・ポイント・アベレージ)】

本学では、厳格な成績評価を実施することとしています。その方法としてGPA (グレード・ポイント・アベレージ) 制度を設けています。

##### (1) 本学のGPA 成績評価方法

(GPA の対象)

GPA 算出の対象は、福島学院大学学則第32条および福島学院大学短期大学部学則31条により履修届を提出した全授業科目となりますが、正当な手続きを踏んで履修放棄された科目はGPA 算出の対象とはなりません。ただし正当な手続きにより履修放棄がなされなかった科目は、成績評価およびGPA 算出の対象となります。

(GPA の種類、算出方法)

GPA とは、各授業科目 A<sup>+</sup>~D の5段階の成績評価に対応して 4.0~0 の GP (グレード・ポイント) を付与して算出する1単位当たりの平均値のことです。GPA は、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA (以下「学期 GPA」)、及び、在学中の全期間における学修の状況及

び成果を示す指標としての GPA（以下「累積 GPA」）の 2 種類があります。GPA は、各学期末に算出され、学期 GPA 及び累積 GPA を算出する計算式は、下に示したとおりです。なお、算出された数値に小数点以下第 2 位未満の端数があるときは、これを四捨五入します。

＜参考：GPA 算出計算

$$\text{①学期 GPA} = \frac{\text{当該学期の A+の単位数} \times 4.0 + \text{A の単位数} \times 3.0 + \text{B の単位数} \times 2.0 + \text{C の単位数} \times 1.0}{\text{当該学期の履修登録科目単位数の合計}}$$
$$\text{②累積 GPA} = \frac{\text{在学期間中の A+の単位数} \times 4.0 + \text{A の単位数} \times 3.0 + \text{B の単位数} \times 2.0 + \text{C の単位数} \times 1.0}{\text{在学期間中の履修登録科目単位数の合計}}$$

※D評価もしくは欠格の場合、再履修によって成績の書き換えが可能ですが、再履修の場合については、再履修によって得た評価と単位数を GPA に算入します。なお、D評価等における評価及び単位数も GPA の積算基礎に含まれます。

（GPA 評価の記載と通知）

学籍簿には、学期 GPA および累積 GPA が記載されます。学生の手元に渡される成績通知書には、当該学期の学期 GPA が記載されます。また、就職活動や資格証明等に必要となる成績証明書には、累積 GPA のみが記載されます。

GPA は、各学期末に成績通知書に記載し、学生と保護者に通知されます。

## (2) GPA 評価の活用

GPA は、学科としてまたは教員が学生の学修の度合いを把握し、学修における指導や履修指導を行うときに活用します。その他、実習科目の履修要件、表彰等様々な場面で活用されます。

## 3. 試験【履修規程】【試験規程】

学習成績の判定の方法は中間試験、期末試験、レポート、調査、作品、実技、出席状況、口頭試問等、担当の教員の定めた方法で行われます。試験には、他に追試験、再試験があります。

試験日程については、教務課の掲示板に掲示されます。学生に配付されたりすることはありませんので注意してください。

### (1) 試験の種類

#### ① 定期試験（中間試験、期末試験等）

授業期間の途中や、前期末・後期末に実施される試験です。

#### ② 追試験

履修規程第 13 条による事由により定期試験に出席できなかった場合は、速やかに教務課に連絡し、

その事由を証明する書類を添付して、追試験願を事前もしくは事後1週間以内に提出すれば追試験を受けることができます。

ただし、本人の不注意だった場合には、満点は80点とし1科目につき追試験料5千円がかかります。(年度内3科目以内)

### ③ 再試験【履修規程第14条】参照

卒業学年に在籍し、履修規程第15条に定める再履修を行う場合、卒業年度内の再履修が困難で、卒業もしくは国家試験受験資格、認定資格等取得に必須の科目が2科目以内である場合は、再試験願を教務課に提出して、試験等の再試験を受けることができます。再試験料は1科目5千円です。

## (2) 試験の方法【試験規程】参照

### ① 筆記試験

筆記試験は通常90分です。

試験開始から20分以上の遅刻は認められません。20分経過すると退場が認められます。

科目によって、教科書やノートを持ち込んでよいという指示がある場合もあります。試験日程とともに持ち込みの可否も掲示されていますので、よく確認してください。

### ② レポート

レポート用紙や形式は、担当教員からの指示に従い、指定期限内に指示された場所に提出します。

### ③ その他の方法

調査、作品、実技、口頭試問等、試験方法はさまざまです。

## 4. ゼミナール・卒業研究

2021年度より、各学年に「ゼミナール(ゼミ)」科目が配置されています。

1年次には、大学での学び方を理解し、自己学習、研究等をすすめる上で必要となる科学的考え方の基礎を身につけることを目的としている「基礎ゼミⅠ」が開講されています。また、「基礎ゼミⅠ」は学生生活を円滑に送るためのキャンパスライフコーディネートの役割を持っており、担当教員による個別面談による助言・指導などが実施されます。

2年次には、「基礎ゼミⅡ」において、「基礎ゼミⅠ」での学びを踏まえつつ、自己のキャリア形成および資格取得に向けて、学びの視点を広げ、キャリア選択の方法や自己研鑽の方法などをより具体的に学んでいきます。

3年次には「ゼミナールⅠ」、4年次には「ゼミナールⅡ」がそれぞれ開講されます。3年次のゼミナールⅠは、より専門性の高い学びを深め、福祉・心理に関する課題や問題点を自ら見出し、解決する方法を研究する力を身につけていくことを目的としています。また、就職活動が始まる学年でもあるため、キャリア支援なども行われます。最終的に、4年次のゼミナールⅡにつなげ、4年間の集大成として「ゼミ論」をまとめたり、キャリア研究を深めていったりします。

なお、大学院進学や研究成果をまとめることを希望する学生を対象に、「卒業研究」という科目があります。調査・研究の成果を論文としてまとめていく場合、原則として所属するゼミ担当教員から、個別の論文指導等を受けることができます。

## IV 資格取得の方法

福祉心理学科では、福島学院大学福祉学部履修規程第 20 条「卒業後の公認心理師国家試験受験資格取得」に定める通り、複数の国家試験受験資格を取得しようとする場合、最大 2 種類までとしています。①社会福祉士と精神保健福祉士、②公認心理師と社会福祉士、③公認心理師と精神保健福祉士の組み合わせで、資格取得に必要な科目の履修が可能です。

### 1. 社会福祉士

#### (1) 社会福祉士とは

社会福祉士とは、昭和 62 年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格です。令和 2 年 3 月「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部を改正する省令」により、令和 3 年 4 月から現行のカリキュラムが施行されています。社会福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、介護保険制度の施行等による措置制度から契約制度への転換など、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の社会福祉士に求められる役割としては、①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する役割、②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく役割、③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける役割、これらを適切に果たしていくことが求められています。

社会福祉士の資格を取得するためには「国家試験」を受験しなければなりません。受験資格を得るには法律でいくつかの規定がありますが、本学はそのうち「指定科目を修めて卒業した者」の養成課程となっています。つまり、「大学で指定科目の中から条件を満たすように単位を修得した場合に国家試験が受験できる」ということです。

#### (2) 指定科目

社会福祉士法では「指定科目」として 23 科目を規定していますが、本学の開講科目としては 29 科目を履修し単位を修得する必要があります。

「◎」のついた 3 科目は本学では「必修科目」ですので、必ず履修し単位を修得しなければなりません。

「○」のついた 26 科目は本学では「選択科目」となっていますが、国家試験受験のための「指定科目」となっていますので必ず履修し単位を修得しなければなりません。

本学開講科目一覧は次のページの通りです。

#### (3) 科目「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ」「ソーシャルワーク実習」

##### ①科目の内容

「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ～Ⅲ」では、2年間で45コマ（3年前期・後期計30コマ、4年後期15コマ）の授業を開講し、3年生（実習事前学習）では、実習の意義と目的を学び、実習施設の理解を深めるとともに、実習に向けての「実習計画書」の作成を行います。4年後期（実習事後学習）は、「実習日誌」「実習全体のまとめ」から実習を振り返り、実習報告書の作成と実習報告会での発表を行います。この授業は **5分の4以上の出席**を必要とします。

「ソーシャルワーク実習」は、社会福祉士の受験資格のため「240 時間以上」の配属実習を学外（集中）で行うものです。実習は異なる機関・事業所の 2 カ所以上 240 時間以上で行わなければならない、そのうち 1 つの機関・事業所において 180 時間以上の実習が必須となります。これまで学んできた社会福祉援助に関する倫理、専門知識や専門技術について自らの体験を通じて主体的に学び、社会福祉専門職として基本的な態度を理解します。また、総合的かつ包括的な支援について実践的に学びます

社会福祉士国家試験受験資格取得指定科目表

法令指定科目	本学開講科目	分類	年次	単位
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	◎	1	4
心理学と心理的支援	心理学概論	◎	1	2
社会学と社会システム	社会学と社会システム	○	1	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	◎	1	4
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	○	3	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制	○	2	4
社会保障	社会保障	○	2	4
障害者福祉	障害者福祉	○	2	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	○	1	2
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	○	3	2
高齢者福祉	高齢者福祉	○	2	2
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉	○	2	2
貧困に対する支援	貧困に対する支援	○	1	2
保健医療と福祉	保健医療と福祉	○	3	2
福祉サービスの組織と経営	福祉サービスの組織と経営	○	3	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	○	1	2
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	相談援助の基盤と専門職	○	1	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法	○	2	4
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	相談援助の理論と方法Ⅰ	○	3	2
	相談援助の理論と方法Ⅱ	○	3	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	○	2	1
ソーシャルワーク演習（専門）	相談援助演習Ⅰ	○	2	1
	相談援助演習Ⅱ	○	3	1
	相談援助演習Ⅲ	○	3	1
	相談援助演習Ⅳ	○	4	1
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	○	3	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	○	3	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	○	4	1
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習	○	4	6

## ②履修制限

「ソーシャルワーク実習」を履修する前までに単位を修得する必要のある科目が以下の内規(条件1、条件2)に満たない者で、学科会議で不適格とされた者は実習科目を履修することができません。

### 【条件1】単位修得済み科目

ソーシャルワーク実習を履修する前年度までに配当されている「社会福祉士国家試験受験資格取得指定科目表」の単位を全て修得済み、かつ、同科目の累積 GPA が学科所定の内規に定める累積 GPA 以上であることを原則とする。

### 【条件2】 B 評価以上で単位修得を求める科目

- ①「文章表現」
- ②「ソーシャルワーク演習」
- ③「相談援助演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
- ④「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ・Ⅱ」

### <履修制限の解除>

履修規程第 23 条のとおり、第 22 条第 1 項によって履修制限を受けていた者が、その後の学期末の時点で、要件を満たした場合には、学科会議の結果、適格と判定されたとき、次の学期以降に履修制限が解除されます。

## ③「地域ボランティア活動(地域振興活動)」の単位修得について

実習事前準備のため、実習履修の前年度末までに、「地域ボランティア活動(地域振興活動)」を履修し単位を修得してください。

## 2. 精神保健福祉士

### (1) 精神保健福祉士とは

平成 9 年(1997 年)に制定された「精神保健福祉士法」に基づく国家資格です。精神保健福祉士養成施設等施行規則等の一部を改正する省令の施行により、令和 3 年 4 月から新カリキュラムが施行されています。

精神保健福祉士の仕事の内容は、精神障がい者の退院促進を支援し、精神障がい者が地域でその人らしく生きるための生活課題に取り組み地域生活の維持・継続ができるよう相談援助を行います。

精神保健福祉士の資格を取得するためには「国家試験」を受験しなければなりません。受験資格を得るためには法律でいくつかの規定がありますが、本学はそのうち「指定科目を修めて卒業した者」の養成課程となっています。つまり、「大学で指定科目の中から条件を満たすように単位を修得した場合に国家試験が受験できる」ということです。

### (2) 指定科目

精神保健福祉士法では「指定科目」として 22 科目を規定していますが、本学の開講科目としては 26 科目を履修し単位を修得する必要があります。

「◎」のついた 4 科目は本学では「必修科目」ですので、必ず履修し単位を修得しなければなりません。

「○」のついた 22 科目は本学では「選択科目」となっていますが、国家試験受験のための「指定科目」

となっていますので必ず履修し単位を修得しなければなりません。

本学開講科目一覧は次の通りです。

精神保健福祉士国家試験受験資格取得指定科目表

法令指定科目	本学開講科目	分類	年次	単位
医学概論	人体の構造と機能及び疾病	◎	1	4
心理学と心理的支援	心理学概論	◎	1	2
社会学と社会システム	社会学と社会システム	○	1	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉の原理と政策	◎	1	4
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査の基礎	○	3	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制	○	2	4
社会保障	社会保障	○	2	4
障害者福祉	障害者福祉	○	2	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護を支える法制度	○	1	2
刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	○	3	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	○	1	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法	○	2	4
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	○	3	4
精神医学と精神医療	精神疾患とその治療	◎	1	4
現代の精神保健の課題と支援	現代の精神保健の課題と支援	○	1	4
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理	○	2	4
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	○	3	2
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	○	2	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習	○	2	1
ソーシャルワーク演習（専門）	精神保健福祉援助演習Ⅰ	○	2	1
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	○	3	1
	精神保健福祉援助演習Ⅲ	○	4	1
ソーシャルワーク実習指導	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	○	3	1
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	○	4	1
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	○	4	1
ソーシャルワーク実習	精神保健福祉援助実習	○	4	5

### (3) 科目「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ～Ⅲ」「精神保健福祉援助実習」

#### ①科目の内容

「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ～Ⅲ」では、2年間で45コマ（3年後期15コマ、4年前・後期合計30コマ）の授業があります。3年後期・4年前期に行う実習事前指導30コマは、当事者への相談



業務やリハビリテーション活動について必要な資質・能力・技術などの専門的援助技術を学ぶとともに、専門職としての自覚に基づいた行動ができるよう学習を行います。4 年後期の実習事後指導 15 コマは、実習の振り返りを個別やグループで行い、実習事後指導（実習報告会）で発表し、報告書をまとめます。この授業は5分の4以上の出席を必要とします。

「精神保健福祉援助実習」（210 時間、27 日以上）では、①90 時間以上の医療保健福祉関係機関での実習が法律上必修になっています。②また医療機関の他に必ず福祉サービス事業施設等での現場実習を行う必要があります。現場実習を通して精神保健福祉士の役割と業務の理解や関連分野の専門職種との連携のあり方等を学びます。

## ②履修制限

「精神保健福祉援助実習」を履修する前までに単位を修得する必要がある科目が以下の内規（条件 1、条件 2）に満たない者で、学科会議で不適格とされた者は実習科目を履修することができないことがあります。

### 【条件 1】 単位修得済み科目

精神保健福祉援助実習を履修する前年度までに配当されている「精神保健福祉士国家試験受験資格取得指定科目表」の単位を全て修得済み、かつ、同科目の累積 GPA が学科所定の内規に定める累積 GPA 以上であることを原則とする。

### 【条件 2】 B 評価以上で単位修得を求める科目

- ①「文章表現」
- ②「ソーシャルワーク演習」
- ③「精神保健福祉援助演習Ⅰ・Ⅱ」
- ④「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」

### <履修制限の解除>

履修規程第 23 条のとおり、第 22 条第 1 項によって履修制限を受けていた者が、その後の学期末の時点で、要件を満たした場合には、学科会議の結果、適格と判定されたとき、次の学期以降に履修制限が解除されます。

## ③「地域ボランティア活動（地域振興活動）」の単位修得について

実習事前準備のため、実習履修の前年度末までに、「地域ボランティア活動（地域振興活動）」を履修し単位を修得してください。

## 3. 社会福祉主事任用資格

### (1) 社会福祉主事とは

「社会福祉主事」とは社会福祉法第 19 条に規定されている資格です。社会福祉主事は福祉事務所で働く時に必要な資格であり、福祉事務所で「現業を行う所員（現業員）」という仕事に就いたときに「社会福祉主事」と名乗れるというもので、このような資格を「任用資格」と呼んでいます。

つまり、地方公務員試験を受けて地方自治体職員に採用され、福祉事務所に配属になったときに初めて名乗れる資格といえます。

しかし一般的に社会福祉の領域では、「社会福祉に関する業務を行うのに、最低限必要な資格」と位置づけられています。卒業後に社会福祉施設などで働く者にとって、最低限必要な資格といえるでしょ

う。

## (2) 指定科目

社会福祉法では指定科目を34科目規定しており、「指定科目を3科目以上履修した者」は、その単位が認定されれば、卒業と同時に「社会福祉主事任用資格」が与えられます。

本学では、卒業必修科目である「社会福祉の原理と政策」「心理学概論」が指定科目です。

もう1科目については、社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目である「地域福祉と包括的支援体制」「社会保障」「障害者福祉」「社会福祉調査の基礎」「ソーシャルワークの基盤と専門職」などの科目を履修し単位を修得すると、卒業と同時に「社会福祉主事任用資格」を有することになります。

公認心理師を目指す学生の皆さんも、「社会福祉主事任用資格」をもって卒業するためには、上記の科目を積極的に履修してください。

※「社会福祉主事任用資格」は大学で付与する資格ではありません。資格を有することについては、本学の卒業証明書と成績証明書の2点をもって証明できます。

## 4. 認定心理士

### (1) 認定心理士とは

認定心理士（日本心理学会認定心理士）とは、心理学の専門家として仕事をするために必要な、「最小限の標準的基礎学力と技能を修得している」と日本心理学会が認定した者のことです。

つまり、学会が認定している「認定資格」と呼ばれるもので、国家資格ではありません。心理学を専門に学ぶ者が、心理学専攻者としてのアイデンティティを持ち、専門性を向上していくために作られた制度です。

認定心理士の資格を取得するためには、定められた指定科目を履修し、必要単位を修得して、卒業（または卒業見込み）しなければなりません。この条件を満たして初めて、資格認定の申請を行うことができます。

申請後、資格認定委員会の審査を経て認められた場合、「認定心理士」の資格を取得することが出来ます。

### (2) 指定科目

認定心理士の資格を取得するには、日本心理学会が定める「指定科目」を履修し、36単位以上修得することが必要です。「指定科目」は基礎科目と選択科目に分かれています。

基礎科目はさらにA・B・Cの3領域に分かれ、Aは4単位以上、BとCは合わせて8単位以上、合計12単位以上修得する必要があります。

また選択科目はDからHまでの5領域に分かれています。そのうち3領域以上から各4単位以上修得し、合計16単位以上修得しなければなりません。その他、残りの8単位はA～Hの領域にある残りの科目から任意に選択して履修することとなります。

これらの「指定科目」を本学のカリキュラムにあてはめたのが次の表です。「認定心理士」の資格を取得したい学生は、この表を参考に履修科目を決めてください。

認定心理士 指定科目表

	領域	本学授業科目	単位	配当年次	履修方法
基礎科目	A	心理学概論	2	1	A 領域： 4 単位以上 B・C 領域の合計： 8 単位以上  合計：12 単位以上
		臨床心理学概論	1 (注 1)	2	
		感情・人格心理学	1 (注 1)	2	
	B	心理学研究法	2	2	
		心理学統計法	2	2	
	C	心理学実験	2	2	
		心理的アセスメントⅠ	1	3	
心理的アセスメントⅡ		1	3		
心理演習		1	3		
選択科目	D	知覚・認知心理学	2	2	D～H までの 5 領域のうち 3 領域以上で、それぞれが少なくとも 4 単位以上  合計：16 単位以上
		学習・言語心理学	2	2	
	E	神経・生理心理学	2	1	
		F	発達心理学	2	
	教育・学校心理学		2	3	
	G	司法・犯罪心理学	2	3	
		障害者・障害児心理学	2	2	
		健康・医療心理学	2	3	
		福祉心理学Ⅱ	2	3	
		精神疾患とその治療	2 (注 2)	1	
		現代の精神保健の課題と支援	2 (注 2)	1	
	H	社会・集団・家族心理学	2	2	
		産業・組織心理学	2	3	

(注 1) これら 2 科目は、A 領域の副次主題での申請とするため、開講単位数の半数が認定単位数となる。

(注 2) これら 2 科目は、G 領域の副次主題での申請とするため、開講単位数の半数が認定単位数となる。

(注 3) 基礎科目および選択科目、その他の科目を合わせて、総単位 36 単位以上必要。

## 5. 公認心理師

### (1) 公認心理師とは

公認心理師とは、平成 29 年（2017 年）9 月に施行された「公認心理師法（平成 27 年制定）」に基づく国家資格です。心理学に関する専門知識及び技術をもって、保健医療、福祉、教育その他の分野で、心理に関する支援を必要としている人の心理状態の観察と分析、相談、助言、指導その他の援助等を行う者であり、国家試験合格により公認心理師の名称を用いて仕事を行うことができるようになります。

公認心理師の資格を取得するためには、「大学で必要な科目をすべて修め、かつ、大学院で必要な科目をすべて修めて課程を修了した者」が受験資格を得た上で、国家試験に合格することが求められます。つまり、大学を卒業しただけでは公認心理師国家試験受験資格を得ることはできない、ということです。

大学卒業後、一定の実務経験（医療機関等において心理専門職として 2 年以上の援助実績）でも国家試験受験資格を得ることはできますが、これから大学で学びを始める人にとっては、大学で必要な科目を修め、その後、大学院で必要な科目を修めることが公認心理師国家試験受験資格取得の早道といえるでしょう。

本学には大学院も設置されており、公認心理師養成を行っております。福祉心理学科においても、法に規定されている「大学における必要な科目」をすべて開講し、公認心理師を目指す学生に対して、大学院進学および資格取得の支援を行っています。

## (2) 大学における必要な科目

公認心理師法では、「大学における必要な科目」として 25 科目を規定していますが、本学の開講科目は 27 科目となっており、全ての科目を履修する必要があります（資格必修）。

本学開講科目一覧は次の通りです。

公認心理師 大学における必要な科目表

公認心理師法に定められた 大学における必要な科目名称	開講科目の名称	配当年次	単位
公認心理師の職責	公認心理師の職責	1	2
心理学概論	心理学概論	1	2
臨床心理学概論	臨床心理学概論	2	2
心理学研究法	心理学研究法	2	2
心理学統計法	心理学統計法	2	2
心理学実験	心理学実験	2	2
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	2	2
学習・言語心理学	学習・言語心理学	2	2
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2	2
神経・生理心理学	神経・生理心理学	1	2
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2	2
発達心理学	発達心理学	1	2
障害者・障害児心理学	障害者・障害児心理学	2	2
心理的アセスメント	心理的アセスメントⅠ	3	1
	心理的アセスメントⅡ	3	1
心理学的支援法	心理学的支援法	2	2
健康・医療心理学	健康・医療心理学	3	2
福祉心理学	福祉心理学Ⅰ	1	2
	福祉心理学Ⅱ	3	2
教育・学校心理学	教育・学校心理学	3	2
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	3	2
産業・組織心理学	産業・組織心理学	3	2
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	1	4
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療	1	4
関係行政論	関係行政論	1	2
心理演習	心理演習	3	1
心理実習	心理実習	4	2

## (3) 科目「心理演習」「心理実習」

### ①科目の内容

「心理演習」および「心理実習」は、福島学院大学福祉学部履修規程第 22 条第 2 項に規定する通り、履修者の上限を 30 名としています。学生個別面談等を通して取得希望資格について教員と話し合

い、その結果に基づいて履修者が決定されます。

「心理実習」は、「80 時間以上」の学外実習および事前・事後指導によって構成されています。

学外実習の実習施設については、「心理に関する支援の実態に対する理解を促す観点から、主要な 5 分野（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働）に関する施設の見学を中心とした実習が必要」とされています。ただし、経過措置期間中は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行うことが認められているため、実習年度に実習先について説明します。

事前・事後指導は、学外実習の前後に適宜実施します。

## ②履修制限

a. 福島学院大学福祉学部履修規程第 22 条第 2 項のとおり、「心理実習」は、履修する前の年度末の時点で学科所定の内規に定める累積 GPA 以上でなければ履修することはできません。

b. 「心理実習」を履修する前までに履修する必要がある 26 科目のうち 1 科目以上の単位が未修得の者は、学科会議で不適格とされた場合、実習科目を履修することができない場合があります。

## c. 履修制限の解除

福島学院大学福祉学部履修規程第 23 条のとおり、第 22 条第 2 項によって履修制限を受けていた者が、その後の学期末の時点で、次の要件を満たした場合には、次の学期以降に履修制限が解除されます。

1. GPA が学科所定の累積 GPA 以上になったとき
2. 当該実習科目履修前に履修する必要がある科目の単位が合格となり、学科会議の結果、適格と判定されたとき

## ③「地域ボランティア活動（地域振興活動）」

実習事前準備のため、実習履修の前年度末までに、「地域ボランティア活動（地域振興活動）」を履修し、単位を修得してください。

# V 地域社会に学ぶ体験教育

## 1. 地域社会に貢献する人材の育成

「地域ボランティア活動（地域振興活動）」を開講し、地域社会に貢献できる人材を育成します。

「地域ボランティア活動（地域振興活動）」では、学生の興味関心に基づいたボランティア活動や、県内・市内において実施される各種の地域イベントに参加することを通して、福祉の専門職として地域に関わる視点を構築し、地域振興の担い手としての役割を学ぶ機会としています。

原則として 1 年次に履修しなければならない卒業必修科目です。2 年次以降で履修することも可能ですが、授業等の時間が増え、ボランティア等に活用できる時間が限られてきますので、1 年次のうちに必ず必要な時間数の活動を行うようにしてください。

なお、ソーシャルワーク実習および精神保健福祉援助実習の履修を希望する学生は、これらの実習が

行われる年度の前年度までに「地域ボランティア活動（地域振興活動）」の単位を修得しておくことが必要です。

## VI その他

### 1. 学年全体を対象とした連絡・セミナー等の実施

1、2年次の「基礎ゼミ」は通年15回の開講です。ゼミが行われないコマ15回のうち、何回かを学年全体を対象とした連絡・セミナー等を行う回として予定しています。そこでは重要な連絡事項、履修指導、学習指導、資格説明等のオリエンテーション、就職対策セミナー、特別講演会などに使われる時間です。基本的に全ての連絡事項は、掲示によって行われますが、特に説明を必要とするような重要な事項等はこの時間に行われます。また、学科学友会を中心にして行われる行事や、検討事項の協議等も行います。必ず出席してください。

### 2. 表彰制度

本学では、優秀な成績を修めた学生には「学長表彰」を行い、学生全体の学習意欲の向上につなげます。「学長表彰」は、卒業時に学長賞授与規程に基づき、複数の項目を満たした学生を授与対象とします。（【学長賞授与規程】参照）なお、成績優秀者には、学長賞以外にも学部長賞、学科長顕賞等が授与されることがあります。